商品概要説明書　定期積金（定額式）

（令和６年10月１日現在適用中）

１．商 品 名	・定期積金（定額式）
２．ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
３．期　　間	・６ヵ月以上５年以下（月単位）
４．払込方法 （１）払込方法	 ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は１ヵ月、２ヵ月のいずれかとします。 なお、令和３年10月１日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。
（２）払込金額	・１回あたり１，０００円以上
（３）払込単位	・１円単位
５．払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
６．給付補填金 （１）適用利回り	 ・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。
（２）支払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
（３）計算方法	・計算単位を１円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。
（４）税金	・個人のお客さまは２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※令和１９年１２月３１日までの適用となります。
（５）金利情報の入手方法	・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
７．手 数 料	―
８．付加できる特約事項	・個人の定期積金は総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年０．７％を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
９．中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 ①初回掛込日から解約日までの期間が１年未満の場合 解約日における普通貯金利率 ②初回掛込日から解約日までの期間が１年以上の場合 契約時の約定利回り×６０％**
10．貯金保険制度（公的制度）	**・保護対象 この貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。**

11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会管理部リスク審査課(電話：０７７６－２７－８２３４)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会管理部リスク審査課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：０７７６－２３－５２５５） 京都弁護士会（電話：０７５－２３１－２３７８） 愛知県弁護士会（電話：０５２－２０３－１７７７）
12. その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年３６５日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。	

・ご不明な点は、当会窓口までお気軽にお問い合わせください。